

送迎サービス補償

(<http://www.fukushihoken.co.jp>)

ふくしの保険

検索



移送・送迎サービス中に

- ◎交通事故などにより..... A1・A2 プラン
利用者がケガをした
- ◎特定した自動車に搭乗している Bプラン
利用者・運転者などがケガをした
などの事故を補償します



A1プランの補償金額（保険金額）が変更となっております。ご注意ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〔本制度の契約形態〕

本制度は、団体などが行う送迎サービスの利用者（A1プラン・A2プラン）と送迎自動車の搭乗者（Bプラン）を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

加入申込人（ご加入いただける方）

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ、団体

※登録されている団体とは、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他福祉サービスを通じて地域福祉活動の推進に取り組む団体です。

被保険者（保険の補償を受けられる方）

A1プラン / A2プラン ……送迎サービス利用者

Bプラン ………………特定した自動車に搭乗中の送迎サービス利用者、同乗者（運転手を含みます。）

加入プラン

送迎サービスの実施形態により3つのプランより選べます。

プラン名	保険料計算方法	補償範囲
利用者特定方式	A1プラン 利用者の人数から保険料を計算するプランです。	送迎サービス利用者が、送迎サービス実施者の <u>管理下中の交通事故</u> *1によりケガをされた場合の補償です。 *1：「交通事故」とは次の①から⑤までをいいます。 ①乗物（自動車・電車・身体障害者用車いすなど）の正規の搭乗装置に乗っている間のケガ ②乗物にひかれたり、はねられたりした場合のケガ ③駅の改札口を入ってから出るまでの間のケガ ④道路を歩いている間の建物の倒壊、物の落下、爆発、崖崩れなどによるケガ ⑤建物・乗物の火災によるケガ
	A2プラン 利用者の人数と年間利用日数から保険料を計算するプランです。	送迎サービス利用者が、送迎サービス実施者の <u>管理下中</u> にケガをされた場合の補償です。（交通事故のみならず、一般のケガも対象となります。）
自動車特定方式	Bプラン 送迎サービスに使用する自動車（登録番号）を特定し、その車の車検証記載の法定乗車定員数から保険料を計算するプランです。	送迎サービス実施者の <u>特定する自家用自動車に搭乗中</u> *2に、ケガをされた場合の補償です。 *2：「搭乗中」とは自動車の正規の乗車用構造装置（運転席・助手席・車内の座席など）に搭乗されている間をいいます。

補償内容

送迎サービス中の事故により利用者がケガをした場合、下記の補償が受けられます。

保険金の種類	補償内容
死亡保険金	補償の対象となる事故*3によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。
後遺障害保険金	補償の対象となる事故*3によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。
入院保険金	補償の対象となる事故*3によってケガをされ、そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。
手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10倍、20倍または40倍）を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
通院保険金	補償の対象となる事故*3によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院（往診を含みます。）に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。

*3：「補償の対象となる事故」は、プランによって異なりますので詳しくは上記をご覧ください。

※傷害事故の保険金は、健康保険、生命保険、自動車保険などとは関係なくお支払いします。

※死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めていない場合は法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。

※ケガをされた時に既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、またはケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、その影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

※次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。

- 回復程度を確認するための通院・薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院。
- ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院。

補償金額(保険金額)・保険料

A1・A2・Bプランとも2口までご加入いただけます。

ご加入プラン 保険金の種類	利用者特定方式		自動車特定方式
	A1プラン	A2プラン	Bプラン
死亡保険金	340万円	345.2万円	351.5万円
後遺障害保険金	340万円 (限度額)	345.2万円 (限度額)	351.5万円 (限度額)
入院保険金日額	3,500円	3,400円	4,000円
手術保険金	手術の種類に応じ、入院保険金日額の10倍・20倍または40倍		
通院保険金日額	2,000円	2,200円	2,600円
保険料 (1口あたり)	利用者1名 1年間 2,000円	利用者1名 利用日数1日 20円 (1申込につき最低保険料 1,000円)	法定乗車定員1名 1年間 2,000円

保険金をお支払いする主な例

「A1プラン」「A2プラン」「Bプラン」とも加入申込人の損害賠償責任の有無に関係なく保険金をお支払いします。

利用者特定方式

A1プラン / A2プラン

- ◎お年寄りを車で病院に連れていく途中、交通事故にあい、お年寄りがケガをし入院した。
- ◎車いす利用者を車から降ろそうとして、誤って利用者が転倒し、ケガをし通院した。
- ◎利用者を車いすに乗せて押していて、車いすが転倒し、利用者がケガをし通院した。
- ◎利用者の自宅から送迎車まで付き添って歩いている途中、誤って利用者が転倒し、ケガをし通院した。

(A2プランのみ)

自動車特定方式

Bプラン

- ◎特定した車に搭乗中、交通事故にあい、サービス利用者と運転手がケガをし入院した。
- ◎サービス利用者が特定した車から降りようとステップに足をかけたとき、利用者が足をすべらせ転倒し、骨折し入院した。

保険金をお支払いできない主な例

- ①故意または重大な過失によるケガ
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- ③無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ
- ④脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- ⑤地震・噴火または津波によるケガ
- ⑥戦争、外国の武力行使、暴動などによるケガ
- ⑦核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準ずる行為を含みます。)、興行または試運転をしている間の事故
- ⑨むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないものなど

など

補償期間(保険期間)

平成23年4月1日午前0時から平成24年3月31日午後12時までの1年間

中途加入の場合は、加入申込手続きを完了した日*の翌日午前0時から平成24年3月31日午後12時までです。

*加入申込手続きの完了とは、加入申込人が保険料を全国社会福祉協議会の指定口座に払い込み、「加入依頼書」を専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係あてに送付または提出したときとします。

加入申込手続き

①「加入依頼書」に必要事項をご記入、ご署名(フルネーム)またはご捺印ください。

※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください。

※必ず「加入依頼書」に貼付されている「重要事項説明書」および「ご契約内容確認事項(意向確認事項)」を受領・確認し、「個人情報の取扱いに関する説明事項」に同意した上でお申し込みください。

※新規にご加入いただく場合は、「加入依頼書」の「告知事項」にも必ずご記入ください。

②上記書類作成と同時に、所定の払込用紙(社協コードを必ず記入)を使用して、保険料を全国社会福祉協議会指定口座にお振り込みください。

③「加入依頼書」に所定の「振替払込受付証明書」を貼付し、最寄りの社会福祉協議会の確認印を取り付け、専用封筒にて全国社会福祉協議会「ボランティア関係保険制度」係あてにご送付またはご提出ください。(A1プラン・A2プラン加入の場合、利用者名簿は加入申込人で保管ください。)

④加入申込手続き完了後、日本興亜損保にてご加入内容の確認ができ次第、日本興亜損保より「加入証」を発行・送付します。

中途加入

中途加入の保険料は3月31日までの期間(月数)に応じて年間保険料の月割りとなります。

利用者特定方式

A1プラン 【例】8月10日付でA1プランに1口加入される場合(利用者5名)

$$\text{年間保険料 } 2,000 \text{ 円} \times \text{利用者 } 5 \text{ 名} \times \frac{\text{加入月数 } 8 \text{ か月}^*}{12 \text{ か月}} = 6,670 \text{ 円}$$

10円単位(円位四捨五入)

自動車特定方式

Bプラン 【例】9月25日付でBプランに1口加入される場合(自家用自動車1台、定員4名)

$$\text{年間保険料 } 2,000 \text{ 円} \times \text{定員 } 4 \text{ 名} \times \frac{\text{加入月数 } 7 \text{ か月}^*}{12 \text{ か月}} = 4,670 \text{ 円}$$

10円単位(円位四捨五入)

*加入される期間に1か月未満の端日数がある場合、切り上げて1か月単位としてください。

加入内容の変更

補償期間の途中で加入内容に変更が生じた場合は、すみやかに変更手続きを行ってください。

●保険料の追加となる場合は「加入依頼書」を使用してください。

●保険料の追加がない場合および保険料の返れいとなる場合は「異動通知書」を使用してください。

事故が起きたら

ただちに、次の事項を日本興亜損保までご連絡ください。日本興亜損保より保険金請求に必要な書類・手続きをご案内します。

①サービス利用者の氏名・住所・連絡先

④ケガの程度・病院名

②事故発生の日時・場所

⑤サービス利用者名簿(A1プラン・A2プランの場合)

③事故の原因・状況

⑥自動車の登録番号(Bプランの場合)

※ただちにご連絡いただけませんと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

※事故報告書は「ふくしの保険ホームページ(<http://www.fukushihoken.co.jp>)」からダウンロードするか、最寄りの社会福祉協議会よりお取り寄せください。

日本興亜損保都道府県別担当一覧

(平成 22 年 12 月現在)

本制度の内容・事故などについては下記までお問い合わせください。

都道府県	日本興亜損保担当	〒	住 所	電話番号
北海道	札幌支店・営業第3課	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11-2	011-221-8051
青森	青森支店・営業課	030-0823	青森市橋本 1-7-2	017-777-7171
岩手	岩手支店・営業課	020-0021	盛岡市中央通 3-12-5	019-624-1411
宮城	仙台支店・営業第2課	980-0014	仙台市青葉区本町 1-14-21	022-262-5901
秋田	秋田支店・営業課	010-0921	秋田市大町 2-6-46	018-823-1340
山形	山形支店・営業課	990-0044	山形市木の実町 8-3	023-624-5281
福島	福島支店・福島支社	960-8031	福島市栄町 9-12	024-523-3165
茨城	水戸支店・営業第1課	310-0021	水戸市南町 2-4-46	029-221-9101
栃木	栃木支店・営業第3課	320-0807	宇都宮市松が峰 1-3-16	028-635-8171
群馬	群馬支店・営業第1課	371-0023	前橋市本町 2-11-2 富士オートビル 5F	027-221-4421
埼玉	埼玉支店・営業第2課	330-9509	さいたま市大宮区桜木町 2-285-2	048-658-6513
千葉	千葉支店・営業第2課	260-8505	千葉市中央区千葉港 8-4	043-247-7727
東京	公務部・医療・福祉法人課	103-8255	東京都中央区日本橋 2-2-10	03-3231-7545
神奈川	横浜支店・営業第1課	231-0007	横浜市中区弁天通 5-70	045-201-6720
新潟	新潟支店・営業第3課	951-8067	新潟市中央区本町通七番町 1082	025-223-3501
富山	富山支店・営業課	930-0005	富山市新桜町 6-24	076-441-3717
石川	金沢支店・営業第2課	920-0869	金沢市上堤町 2 丁目 28 番	076-231-3293
福井	福井支店・営業第2課	918-8003	福井市毛矢 2-7-5	0776-34-6010
山梨	山梨支店・営業課	400-0858	甲府市相生 1-4-23	055-237-7332
長野	長野支店・長野営業課	380-0936	長野市岡田町 218-11	026-228-7384
岐阜	岐阜支店・営業第3課	500-8666	岐阜市都通 4-8	058-253-9813
静岡	静岡支店・営業課	422-8577	静岡市駿河区八幡 2-16-1	054-284-2491
愛知	名古屋企業営業部・第3課	460-8636	名古屋市中区錦 1-16-20	052-231-9419
三重	三重支店・営業第2課	514-0838	津市岩田 13-28	059-225-8307
滋賀	滋賀支店・営業課	520-0051	大津市梅林 1-3-10 滋賀ビル 6F	077-523-3130
京都	京都支店・営業第2課	600-8102	京都市下京区五条通河原町 西入本覚寺前町 801	075-343-6615
大阪	大阪営業第2部・第2課	550-8577	大阪市西区江戸堀 1-11-4	06-6449-7545
兵庫	神戸支店・営業第2課	650-8533	神戸市中央区栄町通 4-2-16	078-351-2911
奈良	大阪南支店奈良営業課	630-8115	奈良市大宮町 2-4-25MY 奈良大宮ビル 4F	0742-36-9700
和歌山	和歌山支店・営業課	640-8150	和歌山市十三番丁 12	073-431-3421
鳥取	山陰支店・鳥取支社	680-0047	鳥取市上魚町 45	0857-23-6231
島根	山陰支店・営業課	690-0065	松江市灘町 1-7	0852-22-3773
岡山	岡山支店・営業第2課	700-0913	岡山市北区大供 2-2-5	086-225-2083
広島	広島支店・営業第3課	730-0037	広島市中区中町 10-8	082-247-7069
山口	山口支店・営業課	753-0821	山口市葵 1-2-37	083-922-5514
徳島	四国支店・徳島支社	770-0852	徳島市徳島町 3-76	088-654-4141
香川	四国支店・営業第1課	760-0056	高松市中新町 2-8	087-833-3212
愛媛	愛媛支店・営業課	790-0811	松山市本町 3-5-11	089-932-2235
高知	四国支店・高知営業課	780-0870	高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 3F	088-824-1717
福岡	福岡中央支店・営業第2課	810-8666	福岡市博多区中洲中島町 2-8	092-272-3502
佐賀	西九州支店・営業課	840-0815	佐賀市天神 2-2-37	0952-24-1271
長崎	西九州支店・長崎支社	850-0032	長崎市興善町 2-21 明治安田生命長崎興善町ビル 5F	095-826-0274
熊本	熊本支店・営業課	860-0012	熊本市紺屋今町 1-23	096-355-0351
大分	福岡支店・大分営業課	870-0047	大分市中島西 2-1-3	097-534-7070
宮崎	南九州支店・宮崎営業課	880-0806	宮崎市広島 2-5-16	0985-27-5119
鹿児島	南九州支店・鹿児島営業課	892-0847	鹿児島市西千石町 10-32	099-226-2265
沖縄	福岡中央支店・沖縄支社	900-0029	那覇市旭町 112-1 金秀ビル西館 4F	098-862-4087

- このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、福祉保険サービスまたは日本興亜損保にお問い合わせください。
- この保険契約は、交通事故傷害保険・管理下中の傷害危険補償特約（A1プラン）、普通傷害保険・行事参加者の傷害危険補償特約（A2プラン）および普通傷害保険・交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約（Bプラン）で構成されています。
- この保険契約は、下記の保険会社が共同で引受ける共同保険契約であり幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行っております。
引受保険会社は連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
【引受保険会社】日本興亜損害保険株式会社 70%＜幹事保険会社＞
株式会社損害保険ジャパン 15%
東京海上日動火災保険株式会社 15%
- 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について
引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合、傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【2010年12月現在】
※「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、日本興亜損保までお問い合わせください。
- 保険金の代理請求人制度について
被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

お問合せは

取扱代理店

株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL **03-3581-4667** FAX **03-3581-4763**

団体契約者



社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**
総務部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL **03-3581-7851**

引受損害保険会社

(幹事会社) **日本興亜損害保険株式会社**
公務部 医療・福祉法人課

〒103-8255 東京都中央区日本橋 2-2-10
TEL **03-3231-7545** FAX **03-3231-2785**

株式会社損害保険ジャパン・東京海上日動火災保険株式会社